

岩手県告示第160号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和元年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

令和元年7月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
釜石市	大字平田第7地割、第8地割及び第9地割の一部並びに橋野町第25地割から第29地割まで、第31地割、第32地割の一部、第33地割から第36地割まで、第37地割の一部及び第38地割

2 調査期間 令和元年7月12日から令和2年3月31日まで